

## クラウドマネジメントプラットフォーム規約

## (規約の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、クラウドマネジメントプラットフォーム規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づきクラウドマネジメントプラットフォーム(以下、「CMP」といいます。)を提供し、CMPの利用に係る契約(以下、「CMP契約」といいます。)を締結します。

2 CMPに係る契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

## (規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、14 日以上の予告期間において、変更後の新規約の内容を契約者に通知するものとします。ただし、法令順守等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

3 当社は、本規約を変更するときは、第3条(本規約の公表)に基づき本規約を公表します。

## (本規約の公表)

第3条 当社は、当社の Web サイト(<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

## (定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Smart Data Platform サービス	当社が定めるSmart Data Platformサービス利用規約( <a href="https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html">https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html</a> )に基づき提供するSmart Data Platformサービス
対象サービス	当社が提供するSmart Data Platformサービス
他社サービス	当社以外の事業者(契約者自身を含みます)の提供するクラウドサービス
クラウドマネジメントプラットフォーム(CMP)	契約者が利用している対象サービス及び他社サービスのプラットフォーム、リソースや設備等の利用状況を可視化し、管理するアプリケーション機能を提供するクラウドマネジメントプラットフォーム

## (CMPの内容)

第5条 当社は、契約者に対し、対象サービス及び他社サービスを一元的に管理するプラットフォームとしてCMPを提供するものとします。

2 契約者は、CMPを利用して、契約者自身が利用する対象サービス及び他社サービスの情報を取得することができます。

3 CMPを通じて契約者が利用する対象サービス及び他社サービス情報の取得、一覧表示、蓄積、管理等の実施や、ID 等の入力、契約者自身がCMPを利用することにより自らの意思で行

う行為であり、契約者は、これらの行為により生ずる結果全てについて責任を負うものとします。当社は、これらの行為の当事者、使者、代理人又は仲立人等とならず、これらの行為により生ずる結果について責任を負わないものとします。

4 契約者は、CMPを利用して取得した全ての情報に関連する一切の判断を、契約者自身の責任の下で行なうことを了承するものとします。また、契約者は、当社が契約者の判断により行われた取引等の結果について責任を負わず、CMPの利用に関して契約者と他社サービスを提供する事業者の間で紛議が生じた場合、契約者は当社に対して責任を追及できないことを予め了承するものとします。

#### (CMP契約申込の方法等)

第6条 CMP契約の申込みをするときは、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

#### (CMP契約申込の承諾)

第7条 当社は、CMP契約の申込みがあったときは、次の場合を除き、承諾します。

- (1) CMPを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) CMP契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載したとき。
- (3) CMP契約の申込みをした者が、第22条(利用に係る契約者の義務)の規定に反する行為をするおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) その他CMPに係る業務上著しい支障があるとき。

#### (ログインID等)

第8条 契約者は、他社サービスID等をその責任の元で管理するものとします。この場合において、当社は、当社の責によらない理由により、他社サービスID等が第三者に漏洩したことによる契約者の損害について、責任を負わないものとします。

2 他社サービスID等の管理不十分、使用上の過誤及びその他の理由により、当社若しくは当社子会社又は第三者に与えた損害の責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負わないものとします。

#### (アクセスログ)

第9条 当社はIPアドレスその他、CMPのアクセスに係る基本的な情報を収集します。当社は、この情報をCMPの運用及び管理にのみ使用します。

2 当社は、CMPへのアクセスを識別するため、クッキーを使用する場合があります。CMP利用者はクッキーの使用を拒否することもできますが、その場合は、CMPの機能を利用できない場合があることを承諾するものとします。

#### (契約者が行うCMP契約の解除)

第10条 契約者は、CMP契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ別記1の連絡先に通知していただきます。なお、CMP契約の解除により発生した損害(第三者への損害を含みません)について、当社は、責任を負わないものとします。

#### (当社が行うCMP契約の解除)

第11条 当社は、第14条(利用停止)第1項各号のいずれかの規定により本CMPの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのCMP契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第14条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のCMPに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、CMPの利用停止をしないでCMP契約を解除することがあります。

3 当社は、Smart Data Platform サービスに係るすべての契約が解除された場合は、CMP契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、そのCMP契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。なお、CMP契約の解除により発生した損害(第三者への損害を含みます。)について、当社は、責任を負わないものとします。

(その他の提供条件)

第12条 CMP契約に関するその他の提供条件については、サービス説明書(<https://sdpf.ntt.com/services/cmp/service-descriptions/>)に定めるところによります。

(利用中止)

第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときには、CMPの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 契約者の用意したアプリケーション、ハードウェア、データ等の障害若しくは保守など、契約者事由によるとき。
- (3) 第三者による事由によりCMPの提供継続が困難になったとき。
- (4) 天変、事変、その他の非常事態が発生、若しくは発生する恐れがあるとき。
- (5) CMPが正常に動作せず、CMPを継続して提供することが著しく困難であるとき。
- (6) 法令等に基づく強制的な処分によりCMPを提供することが著しく困難となったとき。
- (7) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
- (8) 当社がCMPの提供の全部又は一部を停止することが望ましいと客観的かつ合理的理由により判断したとき。

(利用停止)

第14条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、CMPの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) CMP契約の申込みにあたって、事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (2) 契約者の氏名等の変更の届出にあたって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 第22条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、本規約の規定に反する行為であって、CMPに関する当社の業務の遂行又は当社のCMPに係る設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりCMPの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をCMP契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は、責任を負わないものとします。

(CMPの廃止)

第15条 当社は、CMPの提供を廃止することがあります。その場合、当社は、30 日の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社の判断により、CMPの仕様の追加、変更を行うことがあります。なお、CMPの仕様の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、予告期間をおかずに変更できるものとします。

3 当社は、CMPの一部機能の提供を廃止するときには、30 日以上予告期間をもって、変更後のサービス内容を、通知するものとします。

4 本条に基づきCMPの提供の廃止又は一部機能の廃止があった場合、当該CMPの全部または一部機能に係る契約は終了するものとします。

5 当社は、本条に基づくCMPの全部若しくは一部機能の廃止、又はCMPの内容の追加若しくは変更に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

(データ等の保存期間)

第16条 当社は、CMPにより提供するデータ及び他社サービス ID 等を、契約者に CMP を提供する目的のためにのみ保存します。ただし、当社が定める保存期間を超えた場合、その保存期間を超えた部分について、CMP契約者の承諾を得ることなく、消去できるものとします。

(データの非保証)

第17条 当社は、CMPにより提供するデータの整合性、正確性、完全性、有効性又は継続性(エラーやバグがないことを含みます)を保証するものではありません。(サードパーティプロバイダによる仕様変更等に起因する動作不具合、障害等を含みます。)

2 契約者は、CMPにより提供されるデータの利用、評価又は分析に係る判断を、契約者自身の責任の下で行なうことを了承するものとします。

3 CMPにて提供されるデータ又は閲覧が可能なデータは、契約者による対象サービスの使用状況等の評価を目的としてデータを提供するものであり、当社は、そのデータの結果についてはエラーやバグがないことを含み、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

(料金)

第18条 当社が提供するCMPの料金は、料金表に定めるところによります。

なお、物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により本サービスの料金等が不相当となった場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、既存の本サービスの料金等を値上げする場合は、30 日前までに契約者に通知するものとします。

2 前項に係らず、契約者がCMPを利用するにあたり他社サービスの API の利用にかかる料金その他、他社サービスの利用に係る料金が発生した場合は、契約者の負担とし、当社は負担しないものとします。

(料金の支払義務)

第19条 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日(当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(料金の計算方法等)

第20条 利用料金、手続きに関する料金、工事に関する費用などの料金の計算方法並びに支払方法は、料金表通則及び料金表に定めるところによります。

(割増金)

第21条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(損害賠償)

第23条 当社は、契約者の故意又は過失により当社が損害を被った場合において、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

2 当社は当社の故意又は重大な過失の場合を除き、契約者に係る当該損害を賠償しないものとします。

(免責)

第24条 当社は、CMPと連携する他社サービスの利用不能、不具合や異常性、又それに起因するCMPの不具合や異常性に関して責任を負わないものとします。

2 当社は、CMPに事実上又は法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます)がないことを明示的にも黙示的にも保証しないものとします。当社は、CMP契約者に対してかかる瑕疵を除去してCMPを提供する義務を負わないものとします。

3 当社は前条第2項の場合を除き、CMP契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者はCMPの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

4 当社は、CMPの利用により生じる結果について、契約者に対し、CMPの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

5 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(不可抗力)

第25条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、責任を負わないものとします。

2 当社は、天災、事変その他の非常事態により、CMPに係る電気通信設備が故障又は滅失した場合であって、その修理又は復旧が困難であると判断したときは、そのCMP契約を解除することがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第26条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、当社が契約者にCMPを提供するために合理的な範囲で当社が必要とする協力をを行い、情報を提供するものとします。
- (2) 契約者は、CMPの適切な利用と本規約の遵守のために当社が行う指示に従うものとします。
- (3) 契約者は、当社が指定する動作環境において利用するものとし、定めのない動作環境での利用に起因する事象により生じた結果に対し、当社は責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、CMPの利用にあたり次の行為を行わないものとします。
  - (ア) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
  - (イ) 他人のID等を不正に使用する行為、またはそれらに類似する行為
  - (ウ) 有害なコンピュータプログラム等を作成、使用若しくは送信し、又は他人が受信可能な状態とする行為。
  - (エ) 当社若しくは他人のCMPに係る設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為。犯罪行為もしくはこれに類する行為またはそれらのおそれのある行為
  - (オ) その他法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。当社によるCMPの提供を阻害するような行為
  - (カ) 前各号のほか、当社がCMP利用に不相当と判断した行為

(個人情報の取り扱い)

第27条 契約者は、CMPの提供を受ける上でのログインにあたり、CMP利用者の個人情報(個人情報保護法第1項第1号に定める情報とします。)を、CMP上で対象サービスに係る情報の閲覧等をできるようにすることを目的として、CMP利用者が属する国から、当社及び当社関連会社が対象サービスを提供する国(日本、米国、英国、シンガポール、その他当社関連会社が属する国や地域とし、以下、「当該国」といいます。)へ個人情報が移転し、当該国にて当社又は当社関連会社が個人情報を次のとおり共同利用することについて同意して頂きます。

- (1) 共同して利用される個人情報の項目  
メールアドレス、電話番号及び氏名
- (2) 共同して利用する者の範囲  
当社及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/docs/files/itakul.pdf>)に記載の当社関連会社
- (3) 共同して利用する者の利用目的  
CMPをCMP契約者に提供するため利用します。
- (4) 共同利用に関する責任者

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- 2 当社は、当該国における法律の定める範囲内で、官公庁、捜査当局からの要請等により、その情報を開示することがあります。
- 3 当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のプライバシーポリシーの定めるところによります。

(知的財産権及び所有権の帰属)

第28条 CMPの提供に際し当社が契約者に提供する一切の著作物に関する一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条までの権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

(言語)

第29条 本規約は日本語にて締結され、いずれかの当事者により翻訳版が作成または調印された、もしくはされるか否かにかかわらず、日本語版のみが真正であるものとします。

(準拠法)

第30条 CMPの提供及び本規約の解釈及び適用は、日本国法に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第31条 本規約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

料金表  
通則

(料金の計算方法等)

1. 当社は、契約者が本サービスに係わる契約に基づき支払う料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は協定世界時を用いて計算します。
2. 1の料金月の料金は、第1表 利用料金に関する料金を合算して請求します。
3. 当社は、本サービスに係る料金を日割りしません。
4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
5. 料金月の初日以外の日、申込事項の変更等により利用料金の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

7. 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金を支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

8. 本規約により支払を要するものと定められている料金額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。  
上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。



## 第1表 利用料金

- 1 本サービスに係る利用料金は、1の契約IDごとに料金の額を合算して適用します。
- 2 本サービスに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる利用料金の額に基づき、算出されるものとします。

プラン	単位	料金	備考
Basic	1の契約IDごとに	別途見積	NTTコミュニケーションズの Smart Data Platform サービス、グローバルマネージドサービス(Global Management One)をご利用の場合は利用料金の支払を要しません。
Enterprise	1の契約IDごとに	別途見積	

## 別記1 連絡先

当社サービス連絡先	メールアドレス
CMP サービス担当窓口	<a href="mailto:cmp-tf@ntt.com">cmp-tf@ntt.com</a>

(附 則)(平成 28 年 2 月 25 日 CL第 503786 号)  
この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

(附 則)(平成 30 年 2 月 26 日 CL第 00304923 号)  
この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(附 則)(令和元年 9 月 19 日 CL第 00544964 号)  
この改正規定は、令和元年 3 月 19 日から実施します。

(附 則)(令和元年 3 月 25 日 CL第 00625666 号)  
この改正規定は、令和元年 3 月 31 日から実施します。

(附 則)(令和 2 年 9 月 30 日 DPS 第 00696530 号)  
この改正規定は、令和 2 年 10 月 5 日から実施します。

(附 則)(令和 5 年 2 月 14 日 CNS2 サ第 0001016471 号)  
この改正規定は、令和 5 年 2 月 20 日から実施します。

附則(令和 5 年 3 月 15 日 CNS2 サ第 01033002 号)  
この改正規定は、令和 5 年 4 月 20 日から実施します。